

福銀セゾンカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社福井銀行(以下「福銀」という)と提携して、キャッシュカード機能部分は福銀、クレジットカード機能部分は当社が発行するカードを福銀セゾンカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)福銀にご本人の普通預金口座を有するお客様で、本特約、セゾンカード規約、福銀キャッシュカード規定、福銀セゾンカードローン取引規定を承認のうえ福銀及び当社(以下「両社」という)に本カードご利用のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

(2)(1)の申込みにおいて、当社の審査の結果、両社より会員と認められなかった方につきましては、福銀キャッシュカードを発行します。なお、既に福銀キャッシュカードをお持ちの方が、本カードの入会の申込を行い、両社より会員と認められなかった場合も、新たに福銀キャッシュカードを発行し、新しい福銀キャッシュカードの発行をもって、既に発行済のキャッシュカードは使用できなくなるものとします。

第3条(キャッシュカード機能)

(1)本カードには、福銀の認定を受けた福銀の責任のもとに提供する福銀キャッシュカード機能を付与します。

(2)会員には、福銀キャッシュカード機能部分については、優先的に本特約及び福銀キャッシュカード規定が適用されることをご承認いただきます。

第4条(福銀セゾンカードローン)

福銀は、原則として、会員に福銀セゾンカードローンを提供いたします。この場合、会員には当社の保証委託約款に基づく保証委託契約を締結していただきます。

第5条(カード貸与の特例)

本カードの所有権は両社にあり、両社から会員にお貸しするもので、福銀又は当社から要求があった場合には直ちにご返却いただきます。

第6条(更新時の特例)

(1)セゾンカード規約第3条(有効期限)(2)により引き続き新たな有効期限のカードが送付された場合、これまでお持ちだったカードのキャッシュカード機能については、福銀の定める一定期間経過後、又は新たに送付された本カードの第1回使用時のいずれか早い時期から使用できなくなるものとします。

(2)両社が新たな有効期限のカードの送付を認めなかった場合には、福銀は福銀キャッシュカードを発行いたします。この場合、福銀は会員に通知することなく、いつでも福銀セゾンカードローンの取引中止又は解約をすることができるものとします。

第7条(支払口座の特例)

セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①の「預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座」を福銀普通預金(総合口座)に限るものとします。

第8条(届出事項変更の届け先)

(1)会員の住所、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合の届出及び紛失、盗難等の届出は、福銀キャッシュカード規定並びにセゾンカード規約に基づき両社に行うものとします。

(2)両社が最後に届出のあった会員の住所、氏名宛に通知書、請求書等を発送した場合には、それらが未到着又は到着が遅れた場合でも、通常どおりに到着したとみなします。なお、本カード発送の場合で、本カードが到着しなかったときには、両社の定める期間経過後は、本カードの機能が使用できなくなること及び、本カードの機能の提供を受けるために、両社の定める手続が必要なことを、会員にはご承認いただきます。

(3)カードの再発行の手続きは、セゾンカード規約第17条(カードの再発行)にかかわらず、福銀の定める手続を行うものとします。

第9条(会員資格喪失時の特例)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に基づき会員資格を取り消された場合、福銀の定める手続完了後に福銀キャッシュカードを発行します。この場合、会員には福銀の定める手続完了までは福銀キャッシュカードの使用ができなくなること及び、本特約第6条(更新時の特例)(2)後段が適用されることをご承認いただきます。

第10条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約及び福銀キャッシュカード規定が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第11条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

保証委託約款

私は、株式会社福井銀行(以下「銀行」という)の当座貸越取引「福銀セゾンカードローン取引」(以下「貸付契約」という)において負担する債務について、株式会社クレディセゾン(以下「貴社」という)に下記の規定に基づく保証を委託します(以下「この取引」という)。

第1条(保証委託の内容)

- (1)私の委託に基づいて貴社が負担する保証債務は、私が銀行との間の貸付契約に基づいて、銀行に対して負担する借入元本、利息とします。
- (2)保証委託の期間は、貸付契約と同一とします。但し、貸付契約の契約期間が延長または更新されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。
- (3)貸付契約が契約期間満了、失効、解除その他の理由により終了した場合にも、貴社の保証債務は、その貸付契約に基づいて私が既に個別に借り入れた債務については、その弁済が終わるまで継続するものとします。
- (4)保証委託の極度額は貸付契約の極度額と同一とします。但し、銀行がやむを得ないと認めて貸付契約の極度額を増額した場合、保証委託の極度額も同額まで増額されるものとします。なお、保証委託の極度額は元本極度額と、当社の保証債務は極度額までの元本のほか利息とします。
- (5)貸付契約の極度額が増減額された場合は、保証委託の元本極度額も貴社の承諾を得て増減額されるものとします。

第2条(原債務の履行義務)

貴社が保証した債務(以下「原債務」という)について、私はその支払期日に必ず原債務を履行し、貴社には何ら負担をかけないものとします。

第3条(代位弁済)

- (1)私は、貴社が私に対する事前の通知をせずに、また原債務の期限到来の有無にかかわらず、原債務の一部または全部を貴社の任意の方法で代位弁済しても差し支えないものとします。
- (2)貴社が代位弁済した原債務の貸付契約についての保証委託の元本極度額は、代位弁済した元本相当分だけ減額されます。

第4条(求償の範囲)

貴社が保証債務を履行したときは、私は貴社に対して直ちに弁済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

- ①貴社の履行金額
- ②貴社の保証債務履行のために要した金額
- ③その他貴社の私に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用及びこの取引から生じた一切の費用(訴訟費用及び弁護士費用を含む)

第5条(弁済の充当順序)

この取引による債務及び貴社その他の取引による債務がある場合にはその債務を含めて、弁済金が私の債務の全額を消滅させるに足りないとときは、貴社が適当と認める順序方法によりすることができ、その充当に対して私は異議を述べることはできません。

第6条(求償権の事前行使)

(1)私について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、私は貴社から通知催告等がなくても当然に貴社が保証している金額について貴社にあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。

- ①弁済期が到来したとき又は原債務の期限の利益を失ったとき
 - ②支払いの停止、競売、または破産、民事再生開始を申し立てられ、もしくは自ら申し立てたとき
 - ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ④私の銀行に対する預金その他の債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
 - ⑤私が貴社または銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
 - ⑥住所変更の届出を怠るなど私の責に帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき
 - ⑦相続の開始があったとき
- (2)次の場合には、貴社の請求によって前項と同様、私はあらかじめ求償債

務を負い、直ちに弁済するものとします。

- ①私が貴社または銀行との取引約定に違反したとき
- ②私が貴社または銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき
- ③前各号のほかの債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第7条(担保、保証人)

私は、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、貴社の請求があり次第直ちに貴社の承認する担保を差入れ、または保証人をたてるものとします。

第8条(中止、解約)

- (1)私が第6条の各項各号の一つに該当したとき、その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも貴社はこの保証を中止し、または解約できるものとします。
- (2)この取引が前項により中止または解約された場合にも、貴社の保証債務は、私が既に個別に借り入れた債務については、その弁済が終わるまで継続します。
- (3)前項の定めにかかわらず第1項により貴社から中止または解約の通知をしたときは、私は直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、貴社に負担をかけないものとします。

第9条(届出事項の変更)

- (1)私は氏名、住所、印鑑、勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって貴社に届出するものとします。
- (2)前項の届出を怠ったために、貴社がした通知または送付した書類等が、延着または到達しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第10条(報告及び調査)

- (1)財産、債務、経営、業況、勤務先、収入、この取引による借入金の用途等について貴社が請求したときは、私は直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- (2)財産、債務、経営、業況、勤務先、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、私は貴社から請求がなくても直ちに報告するものとします。
- (3)貴社の求償権の行使に影響がある事態が生じたとき、または生じるおそれがあるときも同項と同様とします。

第11条(公正証書の作成)

私は、貴社が請求したときは、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

第12条(契約の変更)

金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、貴社は私に変更内容を通知することによりこの規定の内容を変更することができるものとします。

第13条(免責条項)

私は、貴社が証書等の印影を私の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、証書、印章等について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とし、証書等の記載文書に従って責任を負うものとします。

第14条(債権の譲渡)

私は、貴社が私に対して有する債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

第15条(合意管轄裁判所)

私は、この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、貴社の本社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(以下表省略)

福銀セゾンカードローン取引規定

第1条(取引の開設等)

- 1.この取引(福銀セゾンカードローン取引)は、株式会社福井銀行(以下「銀行」という)本支店のうちいずれか1カ店のみで開設するものとします。
- 2.この取引は、当座貸越とし、福銀セゾンカードローン当座貸越契約書(以下「契約書」という)に記載の貸越極度額の範囲内で、反復・継続して借入を受けることができます。
- 3.この取引による借入金は、当座勘定口座から契約書に記載の返済用預金口座(以下「指定口座」という)へ入金します。

第2条(貸越極度額)

1.この取引により銀行から借入れができる極度額は、契約書記載金額のとおりとします。なお、銀行は取引の利用状況等により貸越極度額を増額または

- 減額し、あるいは新たな借入を中止することができるものとします。この場合、変更後の貸越極度額および変更日等必要な事項を通知します。
- 2.前項の極度額を超えて、銀行が貸越をした場合にも、この規定の各条項が適用されるものとし、その場合、借主は銀行から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払うものとします。

第3条(取引(期間等))

- 1.この取引の期限は、契約日の1年後の応答日の属する月の月末とします。ただし、取引期限までに借主・銀行のいずれからも期限を延長しない旨の申出がない場合には、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 2.借主または銀行から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は、期限の到来により、この取引は終了するものとします。

第4条(取引の方法)

- 1.指定口座の支払可能預金残高を超えて、銀行に対し預金の払戻しもしくは各種料金の自動支払いの請求があった場合、銀行はその不足額を当座貸越として自動的に貸し出します。なお、総合口座取引の場合は、総合口座取引規定に基づく当座貸越(以下「総合口座貸越」という)との取引に基づく当座貸越(以下「カードローン貸越」という)のいずれか低い適用利率のものでより順次利用するものとします。
- 2.カードローン貸越借入金がある場合に総合口座借入金の担保となる定期預金の預入れあるいは国債等の保護預けをしたときは、カードローン貸越借入金は以降、総合口座貸越極度額または極度額増加の範囲内で総合口座貸越借入金として取扱うものとします。
- 3.総合口座貸越借入金の担保となっている定期預金を解約したり、国債等を引出し等したことにより、その借入金の残高が総合口座貸越借入金の極度額を超えた場合、超えた金額は以降、第2条第1項の極度額の範囲内でカードローン貸越借入金として取扱うものとします。その場合、借主は第2条第1項の極度額を超える金額は、直ちに返済するものとします。

第5条(返済方法)

- 1.カードローン貸越借入金の残高がある場合には、指定口座に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く)は、貸越金の残高に達するまで自動的に指定口座から引落し、貸越金の返済にあてるものとします。なお、この場合貸越利率の高いものから先に返済にあてるものとします。
- 2.銀行は第2条第1項の極度額を超えて貸越をした場合、指定口座に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く)を各種料金等の支払いに優先して極度額を超える金額の返済に充当することができるものとします。

第6条(利息・損害金等)

- 1.借入金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の銀行所定の日に、所定の利率、計算方法により計算の上、指定口座から引き落とすか当座貸越借入元金に組入れるものとします。
- 2.金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は所定の利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合の利率の変更については、一定期間銀行の店頭に掲示します。
- 3.銀行は、銀行所定の基準により優遇した利率を適用することがあります。この場合、銀行はいつでもその優遇した利率を変更し、またはその優遇した利率の適用を中止することができるものとします。
- 4.借主が銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

第7条(手数料等の自動引落し)

本取引の手数料、契約書に添付する印紙代は、銀行所定の日に所定の方法により、指定口座から、預金通帳および同払戻請求書によらず自動引落しのうえ充当します。

第8条(期限前(全額返済義務))

- 1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても、この取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
 - ①株式会社クレディセゾンから保証の中止または解約の申出があったとき。
 - ②支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ⑤第2条第2項の請求にかかわらず貸越極度額を超えたまま2ヶ月を経過したとき。
 - ⑥住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって、銀行において借主の所在が不明となったとき。
 - ⑦相続の開始があったとき。
- 2.次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、この取引によるいっさい

の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。

- ①銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
- ②福銀セゾンカード会員の資格を喪失したとき。
- ③銀行との取引約定の一つにでも違反したとき。
- ④この取引に関し、銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- ⑤前各号のほか銀行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第9条(貸越の中止)

借主について前条第1項または第2項各号の事由が一つでも生じたとき、または金融情勢の変化、その他相当の事由が生じたときは、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができます。

第10条(解約等)

1. 借主は、いつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、銀行所定の書面により取引店に届け出るものとします。
2. 指定口座が解約されたときは、この取引は当然に終了するものとします。
3. 銀行は、借主について第8条第1項または第2項各号の事由が一つでも生じたときは、いつでもこの取引を解約することができます。
4. 前3項または第3条により、この取引が終了したときは、借主は直ちに借入元利金全額を支払うものとします。

第11条(反社会的勢力の排除)

1. 借主ならびに借主が所属する団体・会社・その子会社等(以下、所属団体という)および所属団体の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、社会問題化している行為を行う者及び団体、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主ならびに所属団体および所属団体の役員等が、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を銀行または第三者に対して行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 借主ならびに所属団体および所属団体の役員等が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は、銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
5. 前2項の規定により、債務の弁済がなされたときには、第10条の規定にかかわらず本約定は失効するものとします。
6. 前3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、借主は銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第12条(銀行からの相殺)

1. 借主がこの取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務と銀行に対する借主の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかにかわらず、銀行はいつでも相殺することができます。この場合、銀行は書面により通知します。
2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預

金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第13条(借主からの相殺)

1. 借主は、この取引による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この取引による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
2. 前項により相殺する場合には、相殺計算をする日の10日前までに、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書・通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項により相殺をする場合における債権債務の利息、損害金等の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによるものとします。

第14条(債務の返済等にあてする順序)

1. 銀行から相殺をする場合に、この取引による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるか指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この取引による債務のほかに銀行取引上のほかの債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるか指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるか指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるか指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第15条(代り証書等の差し入れ)

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第16条(印鑑照合)

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影を契約書に押印の印影または指定口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないとして取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第17条(費用の負担)

この取引に関する権利の行使または保全に要する費用等は、借主の負担とします。

第18条(届出事項)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第19条(報告および調査)

1. 借主は銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
2. 借主は借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

第20条(取引規定の変更)

この取引規定の内容を変更する場合、銀行は、変更内容および変更日を書面で通知するものとします。この場合、変更日以降は変更後の内容でこの取引を行うこととします。

第21条(合意管轄)

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第22条(準用)

現金自動支払機および現金自動預入支払機の取扱については、この規定のほか、決済口座の預金規定および福銀キャッシュカード規定(個人のお客さま用)によるものとします。